

事例K「一時的且つ外部的影響による赤字や債務超過」

【概況】債務者は、当金庫メイン先(シェア90%、与信額：15/3期100百万円)。漁業・水産加工業の盛んな地域で、水産加工品を製造する水産加工業者。

【業況】・業況は、製品の良さなどもあって順調。平成12年、地域の村おこしの一環として、漁業者、水産業者が共同出資で「浜辺の市」という地域の水産品を販売する施設を建設することとなった。

- ・債務者は世話役という立場から、当金庫からの借入により、最大出資者として30百万円出資している。
- ・平成14年9月、台風が上陸、出資した「浜辺の市」が壊滅的な打撃を受け、再建を断念せざるをえない状況となった。結果、出資金を減損処理し、当年度は24百万円の赤字計上、20百万円の債務超過の状況となった。債務者自身は台風の影響を受けておらず、又売上げに占める「浜辺の市」の割合は数%に過ぎず、本業は堅調に推移。
- ・当金庫の借入金は、現在正常に返済が行われている。代表者は、今後も現状の返済を行ってゆくとしている。

【当行の自己査定】

債務者は赤字、債務超過の状況にあるものの、その原因は一時的且つ外部的な出資金の減損処理によるものであり、現在の債務者の業況は変わりなく順調であることから、その回復は十分見込めるとして、債務者区分は正常先としている。

金融検査マニュアル[中小企業融資編]及び「改訂版」は、全体を通して、中小・零細企業の債務者区分の判断に当たって、当該企業の財務状況のみを<機械的><画一的>に当て嵌めて判断するのではなく、キャッシュフロー状況を重視すると共に、財務状況に於いても債務超過や赤字の原因を総合的に勘案して債務者区分を検討することを求めています。

本事例のように、本業は概ね順調である、赤字要因は台風被害による出資金減損という一時的要因、キャッシュフロー状況は悪化しておらず今後も約定返済が可能、であれば、大幅債務超過に陥っていても正常先に区分されるということです。

中小企業の多くは、大企業に比べると自己資本が脆弱です。そのため、一時的な要因(株式売却損や不動産売却損など)で直ぐさま債務超過に陥ることが珍しくありません。この場合、「債務超過=要注意先以下」と<機械的><画一的>に当て嵌めるのではなく、本業の状況やキャッシュフロー状況をきめ細かく検証することになっています。

例えば、含み損を持つ株式や不動産を売却した場合、損益で見れば特別損失の発生で赤字要因になります。それが多額に上れば資本を毀損し債務超過に陥ることもあります。しかし、キャッシュフロー(CF)で見た場合、処分金額が入金となりCFはプラスになります。更に、本業で黒字が出ていれば損益は通算され法人税等の負担がなくなり、税負担軽減分更にCFが改善します。損益通算し切れなかった赤字は次期に繰り越せませす(最大7年)。

こうした一時的赤字のCF効果を殆どの社長は知っていますが、銀行の評価低下(格付け低下、債務者区分の悪化)や取引先の信用悪化を怖れて実行を躊躇してしまいます。躊躇する気持ちはよく分かりますが、本事例のように検査マニュアルでも一時的赤字を認めています。銀行や取引先にきちんと改善計画を説明した上で実行すれば問題は回避されるように思います。

(今回を以て、改訂版解説シリーズは終了となります)